

議題 9	ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案 (ステップ 4)	CX/CF 13/7/9
	・ステップ 3 におけるコメント	CX/CF 13/7/9- Add.1
議題 10	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案 (ステップ 4)	CX/CF 13/7/10
	・ステップ 3 におけるコメント	CX/CF 13/7/10-Add.1
議題 11	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案 (ステップ 4)	CX/CF 13/7/11
	・ステップ 3 におけるコメント	CX/CF 13/7/11-Add.1
議題 12	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案 (ステップ 4)	CX/CF 13/7/12
	・ステップ 3 におけるコメント	CX/CF 13/7/12-Add.1
議題 13	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正	CX/CF 13/7/13
	・コメント	CX/CF 13/7/13-Add.1
議題 14	コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範策定に関する討議文書	CX/CF 13/7/14
議題 15	食料生産動物 (家畜及び蜜蜂) のピロリジジナルカロイド (PA) 含有植物暴露の低減、及び食品 (未加工及び加工品) 中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書	CX/CF 13/7/15
議題 16	魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書	CX/CF 13/7/16
議題 17	トウモロコシ及びトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書	CX/CF 13/7/17
議題 18	穀類中の総アフラトキシンに関する討議文書	CX/CF 13/7/18
議題 19	JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト	REP12/CF, Appendix XI
	・コメント (CL 2012/7-CF に対して)	CX/CF 13/7/19
議題 20	その他の事項及び今後の作業	
	直接消費用 (ready-to-eat) 落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプランの作成に関する新規作業の提案	CX/CF 13/7/20
議題 21	次回会合の開催日程及び開催地	
議題 22	報告書の採択	

著者名	論文タイトル	書籍名	ページ	出版年度
松尾真紀子・齋藤恵子	FAO/WHO合同食品規格計画第36回コーデックス総会	食品衛生研究	Vol.63, No.12, pp.39-54	2013
登田美桜	FAO/WHO合同食品規格計画 第7回汚染物質部会	食品衛生研究	Vol.63, No.9, pp.47-62	2013

# 食品衛生研究

2013 December vol. 63

- ◆ 食品からのダイオキシン類の摂取量推定
- ◆ 海外におけるボツリヌス食中毒アウトブレイク
- ◆ 中国の食品安全事情 (1)

CODEX INFORMATION 第36回コーデックス総会

[優秀演題]

給食施設におけるHACCPに基づく衛生管理導入に向けた  
作業マニュアルの効果的な作成方法の検討

食品衛生研究 12

◆ 食品からのダイオキシン類の摂取量推定 / 海外におけるボツリヌス食中毒アウトブレイク / 中国の食品安全事情 (1)

2013

2013.12.05

2013.12.05

医学図書館

12

FOOD SANITATION RESEARCH

# FAO/WHO 合同食品規格計画 第36回コーデックス総会

Report of the 36th Session of the Codex Alimentarius Commission

東京大学公共政策大学院  
政策ビジョン研究センター特任研究員  
松尾真紀子

Graduate School of Public Policy,  
The University of Tokyo  
UTokyo Policy Alternatives Research Institute (PARI)  
Makiko MATSUO

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
企画情報課国際食品室  
齊藤恵子

Office of International Food Safety  
Policy Planning and Communication Division  
Department of Food Safety  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
Keiko SAITO

## Summary

第36回総会が、2013年7月1日から7月5日まで、イタリア・ローマにおいて開催された。主要な審議結果は以下のとおりである。

- ・25の規格が最終採択、10の規格案が予備採択（ステップ5）、14の新規作業が承認され、2つの作業が中止となった。
- ・プロセスチーズの規格については、次回総会にて作業を行うかの更なる検討をすることで合意した。
- ・コーデックスの2012～2013年の予算執行および2013～2014の予算計画を確認した。FAO/WHOのコーデックスに関連する科学的助言を実施するための予算については、執行委員会に小委員会を設置し、持続可能な予算のあり方について引き続き検討を行うこととなった。
- ・次期コーデックス戦略計画（2014～2019年）が採択された。
- ・FAO/WHO合同計画および信託基金（コーデックス・トラストファンド）についての2012年次報告を検討した。

## I はじめに

2013年7月1日から7月5日まで、イタリア・ローマにおいて開催された第36回コーデックス

総会の概要を報告する。会議は126の加盟国、1加盟機関（EU）、41の国際政府機関および非政府機関、1オブザーバー国から総計620名が参加し、日本から、厚生労働省食品安全部長新村和哉

表1 第36回コーデックス総会議題

議題 1	議題の採択
議題 2	第68回執行委員会の報告
議題 3	FAO/WHO 地域調整部会の報告
議題 4	手続きマニュアルの改訂
議題 5	ステップ8の規格案と関連文書（ステップ6, 7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたものおよび迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む）
議題 6	ステップ5の規格原案と関連文書
議題 7	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
議題 8	コーデックス規格と関連文書の改訂
議題 9	新規規格・関連文書策定作業および作業中止の提案
議題 10	部会および特別部会から総会に付託された事項
議題 11	コーデックス委員会の戦略計画
議題 12	財政および予算に関する事項
議題 13	FAO および WHO から提起された事項
議題 14	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
議題 15	執行委員会の議長、副議長および参加国の選出
議題 16	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定と2014～2015の会議スケジュール
議題 17	その他作業
議題 18	報告書の採択

氏を代表として、厚生労働省、農林水産省およびテクニカルアドバイザーの計7名が出席した。

今年のコーデックス総会は50周年ということもあり、親機関であるFAOおよびWHOからそれぞれの事務局長（FAOのJose Graziano da Silva氏、WHOのMargaret Chan氏）が冒頭のスピーチを行い、祝賀ムードに包まれるなか開始された。議事は、議長のSanjay Dave氏（インド）、副議長のSamuel Godefroy氏（カナダ）、Awilo Ochieng Pernet氏（スイス）、Samuel Sefar Dedeh氏（ガーナ）によって進められた。

## II おもな審議概要

### 1 コーデックス規格と関連文書（議題5～9）

コーデックス規格としての採択（ステップ8（議題5））、ステップ5（議題6）、現行規格の廃止（議

題7）、現行規格の改訂（議題8）、新規作業の開始・作業中止（議題9）について、各部会・特別部会より付託された事案等が審議された（付表参照）。本年は昨年のラクトバミンの採択のように、総会の段階になって投票にまでもつれ込むような大きく議論になるような案件はほとんどなかった。

### 2 部会および特別部会から総会に付託された事項（議題10）

#### 2.1 プロセスチーズ

プロセスチーズの規格の策定は、長年にわたり乳・乳製品部会（CCMMP）で議論がされ、総会でも第33回総会から検討されてきた。前回の第35回総会では作業の中止が決定されたが、安全と品質に関するギャップについての情報収集を継続し、また地域調整部会でその必要性を議論することとされていた。本総会においても、長年の議

論の構図は変わらず、作業中止を求める国々（これらの国ではチーズの多様性から規格策定は困難とする）と作業の継続を求める国々（特にラテンアメリカ、カリブ海諸国、近東の国々）の間で再び議論がなされた。結果として、CCMMPの議長国であるニュージーランドとウルグアイの2カ国が共同議長で電子作業部会を設置することとなった。この電子作業部会では、まずプロセスチーズの規格策定の実現可能性についての調査をし、可能であるとの結果が得られた場合は、新規作業のためのプロジェクトドキュメントを作成するとされた。

#### 2.2 スパイス部会の設立

インドは、国際的に調和された基準の策定を検討する「スパイス・芳香ハーブおよびそれらの製剤に関する部会」の設立の提案をした。その理由として、スパイスは国際的にも大量に消費されまた貿易量も多いものの、既存の部会では取り扱える部会がないこと等を挙げた。これに対して、多くの支持があり、インドを議長国とする新たな部会が設立されることとなった（名称は「スパイスおよび料理用ハーブ部会（Committee for Spice and Culinary Herbs）」に改名）。

日本は、この部会の設立そのものについては反対しないものの、新規部会の設立や新規の作業における手順（例えば、作業内容、時間枠、優先順位）の明確化をする必要性についての指摘をした。ブラジルからも同様の指摘があり、例えば、加工果実・野菜部会（CCPFV）などの既存の部会での対応を検討してはどうかの指摘がなされた。新たな部会の設置については、コーデックスのProcedural Manualにおいても実は明確な規定がなされておらず、まずは特別部会（マニフェストと期限が限定されている部会）として検討をすることとされている（Procedural Manual, 21版、

P.38）。コーデックスとしてのリソースが限られているなか、案件が生じるたびに恒久的な部会を設置することを認めると、この部会に限らず今後同様の要請がなされ、部会の氾濫にならないかという懸念もありえる。効率的な部会運営のあり方については、今後一般原則部会（CCGP）において議論することとなった。

### 3 次期コーデックス戦略計画案2014～2019（議題11）

現在のコーデックス戦略計画が2013年で終了することから、2014～2019年の次期コーデックス戦略計画が検討された。この検討は昨年の第66回執行委員会からなされ、第67回執行委員会、第35回総会、さらに今年3月の執行委員会の小委員会による物理的な会合での検討、第68回執行委員会での検討を踏まえて作成されたものである。

これまでの戦略計画との違いとして今回の戦略計画における新たな点としては、コーデックスを取り巻く環境変化の要因（drivers for change）として、気候変動、人口増加等、「新たな・新興の（new and emerging）」リスクというものを明示的に取り上げた点が指摘できる。この「新たな・新興の」リスクについては、科学技術由来のものと自然災害由来のものを想定している。これらの問題は、一見コーデックスのマニフェストである食品安全と直接関連性があるように思えないかもしれないが、食品安全分野との関連性が増大している問題でもある。今後こうした観点をいかにコーデックスにおいて位置づけるかについての議論も必要かもしれない。

### 4 コーデックスの予算（議題12）

コーデックスの2012～2013年の予算執行および2013～2014の予算計画について事務局から説

明がなされた。WHO の代表から 2 カ年の予算を 50 万米ドル増額し、コーデックスに占める予算の割合が現在の 14.7% から約 20% に増加したとの発言があった。

また、FAO/WHO のコーデックスに関連する科学的助言を実施するための予算を持続的に確保するために、資金の供与先を政府以外についても拡大するかという供与先のオプションについて検討がなされた。プライベートセクターも含めた供与先の検討については、科学的プロセスの独立性や公平性が確保される適切なセーフガードが設けられるべきとされた。供与先のあり方については、執行委員会に小委員会を設置し、引き続き検討を行うこととなった。

## 5 コーデックス・トラストファンド (議題 13)

「参加促進のための FAO/WHO 合同計画および信託基金 (コーデックス・トラストファンド)」は、2003 年に FAO/WHO が設置し、WHO のチャン氏の本総会における発言によれば、これにより、これまで 134 カ国、2000 人以上の途上国からの参加があったとされる。トラストファンドは、基本的には加盟国政府からの資金によって運営されていることから (例えば、欧州はその 7 割を提供しているとされる)、予算の確保が大きな課題である。これは時間的なプログラムであることから、2015 年には終了する予定となっており、今後、次のステップをいかに持続的な形で継続するのかを考える段階にある。本総会では、トラ

トファンドにより、コーデックスの活動にどれだけの効果があったのかを評価する初めての報告書 (Codex Trust Fund 2012 Monitoring Report<sup>1</sup>) が提示された。こうしたモニタリングの項目を精査することで、効果的な途上国の参加のあり方を検討することが必要である。

## 6 その他サイドイベント

### 6.1 FAO の GM プラットフォーム設立のワークショップ

総会の初日の昼に、FAO の GM プラットフォームの設立についてのサイドイベントが実施された。関心の高さからか、会場に入りきらないほどの参加希望者があった (約 120 名)。進行は FAO の Masumi Takeuchi 氏によっておこなわれた<sup>2</sup>。まず、コーデックスのバイオ特別部会の議長を務めた吉倉廣氏から、(承認の時差に由来する) 未承認 GM の微量混入 (Low Level Presence, LLP) および関連する情報共有 (information sharing) システムに関するコーデックスの付属文書<sup>3</sup> が設立された経緯について説明がなされ、次いで FAO から、今回設立した GM プラットフォームの概要についての説明がなされた。今回の GM プラットフォームはもともと上記付属文書に基づき作られた IPFSA のデータシステムを移行したもので、その内容は、2012 年末から 2013 年にかけてインフォーマルな専門家との議論を重ねることにより決められた。現状、プロフィールを提出する責任者 (focal point) の登

録が 56 カ国あるものの、関連する情報をアップロードしている国は 3 カ国にとどまっているとのことであった。その後 5 名のパネリストによって議論がなされた。議論のなかで吉倉氏より、付属文書は、未承認 GM の微量混入に対して、リスク評価で対応し、そのために必要な情報を共有するための場を FAO が提供することを内容としており、一般的な情報共有を目的とするポータルを志向したのではない。文書策定時の「意図」をきちんと理解する必要があるとの指摘がなされた。FAO では来年度プラットフォームについての自己評価を実施するとのことである。

### 6.2 50 周年記念のサイドイベント

初日の夕方、FAO 近くの会場においてコーデックス 50 周年祝賀パーティーが催された。歴代の議長・副議長経験者に対して、FAO および WHO 事務局長からの署名入りの賞状が手渡された。日本からも、2003 年から 2005 年までコーデックスの副議長を務めた吉倉廣氏が表彰された。また、4 日目の午前には、50 周年の祝賀イベント (Golden Jubilee イベント) が執り行われ、議長、地域調整部会の議長らが、それぞれの観点からコーデックスのこの 50 年を振り返り、これまでの達成点や課題について論じた。当日の午後は、ステップ 8 どまりの案件についてインフォーマルに議論する会議も実施された。その会議の際に、コーデックスの各部会の議長が各部会における課題と達成について個人的見解を表にまとめた冊子 (Codex Alimentarius 50-Challenges and success stories: perspectives of Codex committee chairpersons) が会場において

配布された。

## III おわりに

本年 (2013 年) はコーデックス設立から 50 周年という節目の年である。日本でも先日、「コーデックス委員会設立 50 周年国際シンポジウム国際食品規格の役割と日本-グローバル社会における食品安全確保に向けて」が、東京大学政策ビジョン研究センター、厚生労働科学研究費補助金食品の安全確保推進研究事業「国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究」の主催および農林水産省の後援により開催された<sup>4</sup>。コーデックスの元議長のスチュアート・スローラック氏と現在 WHO 食品安全・人畜共通感染症部長の宮城島一明氏を招聘し、国内のコーデックス関係者が一堂に会し、今後の日本の対応やコーデックスのあり方についての議論を行った。

10 年前コーデックスでは、FAO と WHO によるコーデックスの第三者評価の数多くの勧告に基づき、さまざまな改革がなされた。それから 10 年たった今、コーデックスを取り巻く国際環境が目まぐるしく変化している。再度日本にとって、そして世界の食品安全の分野にとって、コーデックスという国際レベルでの議論とコーデックス基準がいかなる意味を持つのか振り返り、その重要性を確認していく必要があるだろう。

1 本レポートは以下のリンクから入手可能。

[http://www.who.int/foodsafety/codex/ME-cac36\\_14\\_addle.pdf](http://www.who.int/foodsafety/codex/ME-cac36_14_addle.pdf)

2 本サイドイベントの報告は以下のリンクから入手可能。Meeting Report, Side event to the 36th Codex Alimentarius Commission, Launch of the FAO GM Foods Platform, [http://www.fao.org/fileadmin/templates/agms/pdf/topics/GM\\_Platform\\_Launch\\_Event\\_Report\\_20110723.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/templates/agms/pdf/topics/GM_Platform_Launch_Event_Report_20110723.pdf)

3 Annex III of the Codex Guidelines for the conduct of food safety assessment from recombinant-DNA plants

4 東京大学政策ビジョン研究センターホームページ、「コーデックス委員会設立 50 周年国際シンポジウム国際食品規格の役割と日本-グローバル社会における食品安全確保に向けて」  
<http://pariu-tokyo.ac.jp/event/smp130924.html>

付表：審議の概要<sup>5</sup>

部会	議題	ステップ等	概要	結果
新鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	アボカド規格案 均一性およびサイズに関する その他の規定案 (セクション 5.1 および 6.2.4)	8	アボカドの均一性およびサイ ズ等を規定した規格案。	品質の許容範囲に関する規定：腐敗の許 容値について、「腐敗」の定義が明確で ないとの理由から、タイが留保したが、 CCFFVの議長であるメキシコが、この件 については、次回の部会で話し合う提案を し、案のとおり最終採択された。
	ザクロ規格案	8	ザクロの品質、等級分け等を 規定した規格案。	案のとおり最終採択された。
	ザクロ規格原案 サイズおよび均一性に関する 規格原案 (セクション3およ び5)	5/8	ザクロの均一性およびサイ ズに関する規格原案。	案のとおり最終採択された。
	ゴールデンパッションフル ーツ規格原案	5	ゴールデンパッションフル ーツの品質、等級分け等を規定 した規格原案。	案のとおりステップ5で採択された。
	オクラの規格	新規	オクラの規格策定に関する新 規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
	馬鈴薯 (ware potatoes) の 規格	新規	馬鈴薯 (ware potatoes) の 規格策定に関する新規作業 提案。	多くの加盟国は新規作業を承認すること を支持した一方で、当該規格を新規作業と して進めるべきでなく、提案は技術的事 項の更なる検討のためにCCFFVに戻すべ きとの執行委員会での勧告を支持する国も 多数あった。議論の結果、総会は、新規作 業を開始する重要性を認識しつつ、次回の 執行委員会および総会で検討するために、 CCFFVにスコープが十分に明記された分 かりやすいプロジェクトドキュメントを提 出するよう要請した。キューバはこの決定 に留保した。
ヨーロッパ地域調整部会 (CCEUR)	アンズタケの地域規格原案	5/8	生鮮キノコ、「アンズタケ」 の地域規格の改訂原案。	英語とスペイン語の共通名の修正を入 れて、案のとおり最終採択された。
	魚類・水産品部会 (CCFP)	くん製魚、風味付けされたく ん製魚、乾燥くん製魚製品の 規格案	8	くん製魚、風味付けされたく ん製魚、乾燥くん製魚製品の 定義および加工方法、添加物 の使用等を定めた規格案。
生鮮/活および冷凍アワビ (Haliotis 属) の規格案		8	生鮮/活および冷凍アワビ (Haliotis 属) の定義、貝毒 の規格および表示等を定めた 規格案。	案のとおり最終採択された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
魚類・水産品部会 (CCFP)	急速冷凍フィッシュスティ ックの規格修正原案 (South Atlantic Hake の窒素係数)	5/8	急速冷凍フィッシュスティ ックの規格に関して、ティラピア と South Atlantic Hake (南 大西洋ヘイク) の窒素係数を 追加する規格修正原案。	案のとおり最終採択された。
	生および活二枚貝の規格 (セ クション I-6.5, I-8.5 およ び II-8.7) ならびに魚類およ び水産製品に関する実施規 範 (セクション 7.1 およ び 7.2.2) の修正	8	生および活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) 中のサルモネラ属菌の規準を 削除し、魚類および水産食品 の実施規範 (CAC/RCP 52- 2003) に「環境モニタリング やその他サーベイランスの結 果によって示唆される疫学的 な状況を考慮して適切な場合 には、規制当局はサルモネラ 属菌の規準の実施を決定して もよい」との規定を追加する もの。	案のとおり最終採択された。
	生および活二枚貝の規格にお けるバイオキシン参照法お よび確認法の性能基準原案 (セクション I-8.6)	5	生および活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) に含めるバイオキシン検査 法の Performance criteria (性 能基準) の原案。	案のとおりステップ5で採択された。
	フィッシュソースの実施規 範	新規	フィッシュソース規格の策 定を踏まえて製造実施規 範の策定作業が新規に提案された もの。	提案のとおり新規作業として承認された。
	食用オリーブのコーデックス 規格改訂原案	5/8	1981年に策定された食用 オリーブに関する規格につ いて、新たに貿易区分 (品質等 級) を追加する等の改訂原案。	案のとおり最終採択された。
	果実缶詰の充填剤のガイド ラインの改訂	8	果実缶詰の充填剤のガイド ライン (CAC/GL 51-2003) に ついて、「Regular pack」の 定義を編集上の改訂としてガ イドラインに含めるもの。	案のとおり最終採択された。
柑橘類缶詰、保存トマトおよ び加工トマト抽出物の規格 の改訂 (セクション 4 - 食品添 加物)	8	柑橘類缶詰：食品添加物の 条項について、GSFAを参照 する記述に置き換えるもの。 保存トマト：acidity regula torの食品添加物リストの更 新および firming agentにつ いてGSFAの表3を参照 する記述に置き換えるもの。 加工トマト抽出物：acidity regulatorの食品添加物リス トの更新。	案のとおり最終採択された。	

5 この表は第54回コーデックス連絡協議会での配布資料のうち第36回総会の結果概要を部会ごとに整理しな  
おしたものである。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
加工果実・野菜部会 (CCPFV)	アップルソース缶詰規格の改訂 (セクション9-分析法)	8	アップルソース缶詰規格に可溶性固形物 (soluble solids) および最小充填量 (Minimum fill) の分析法を追加するもの。	案のとおり最終採択された。
	果実缶詰の規格原案およびマンゴーの付属文書原案	5	果実缶詰についての包括的な規格原案とマンゴーについての付属文書原案。	案のとおりステップ5で採択された。
	急速冷凍野菜の規格原案	5	急速冷凍野菜についての包括的な規格原案。	案のとおりステップ5で採択された。
	朝鮮人参 (ginseng) 製品の規格	新規	朝鮮人参 (ginseng) 製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大に関する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。ブラジルは朝鮮人参の抽出物に関して、CCPFVの部会同様に留保した。
アジア地域調整部会 (CCASIA)	テンベの地域規格原案	5/8	テンベの地域規格に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。なお米国から、タンパク質含有量の計算のための変換係数について、さらなる議論のために留保を提出する旨の発言があった。
	発酵大豆ペーストおよびチリソースの地域規格の食品添加物条項の改訂	8	発酵大豆ペースト (CODEX STAN 298R-2009) およびチリソース (CODEX STAN 306R-2009) の食品添加物条項を修正するもの。	案のとおり最終採択された。
	非発酵大豆製品の地域規格原案	5	非発酵大豆製品の製品分類、品質等を規定した地域規格原案。	案のとおりステップ5で採択された。複数の国から「Soybean milk」の用語の使用について、「乳製品の用語の使用に関する一般規格」などの他のコーデックス文書との整合性がとれていない旨の発言があり、日本はCCASIAの議長国として次回会合で議論する旨を発言した。CCFLからの助言を考慮して、次回CCASIAで議論されることとなった。
	路上販売食品の衛生実施規範	新規	路上販売食品の衛生実施規範を策定する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
食品衛生部会 (CCFH)	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改訂原案	5/8	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則 (CAC/GL 21-1997) について、新しいリスク管理に関する数値的指標やHACCP等の食品衛生管理システムの評価等への適用を反映させる改訂原案。	案のとおり最終採択された。
	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案	5/8	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に、新たにベリー類に関する付属文書を追加するもの。	ブラジルから、セクション2.1のベリー名は、the genus <i>Fragaria</i> L.とするように発言があり、このとおり修正された上で最終採択された。
	水分含量が低い食品の衛生実施規範	新規	水分含量が低い食品 (水分活性0.85以下の食品: ピーナツバター、穀類、乾燥タンパク製品、菓子類等) の衛生実施規範を策定する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	乳幼児用の調整補助食品ガイドラインの改訂案	8	乳幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) について、他の基準との整合性等を含めて所要の改訂を行うもの	ジンバブエより、脱脂綿実粉、GM、放射線照射の使用の禁止に関する内容を含むべきであり、採択を支持しない旨の発言がなされ、多くの途上国がこれを支持した。タイは、現在のガイドラインは古く、改訂は特に発展途上国の乳幼児にとって重要であることから採択に賛成と発言し、複数の国がこの発言を支持した。WHOの代表からも、ガイドラインの改訂は早急に行われるべき旨の発言があった。CCNFSDUの議長国であるドイツから、現在のガイドラインと改定案との比較において、改定案に不都合な点はないことが説明され、また、これらのガイドラインは各国当局の独自の安全性や承認要件を設定する権限を変更するものではないことが確認された。議論の結果、セクション4.1.3.1のoil seed flowersの部分に「The decision to add oil seeds flour to a formulated complementary food should take into account local conditions and requirements.」を追加した上で、最終採択された。米国が新たに追加された文書中の「requirements」の用語について留保した。
	栄養参照量 (NRVs) の改訂案	8	栄養参照量 (1日当たり) として飽和脂肪酸 20g (2000 kcal 当たり)、ナトリウム 2000 mg を設定する改訂原案。第35回総会において、飽和脂肪酸のリスクに関して、科学的根拠が不十分であること等の理由から、再度CCNFSDUの部会で考慮することになっていた。	フィリピンおよびマレーシアは、十分に議論がされていないとして、飽和脂肪酸のNRVsの採択を支持しない旨発言した。WHOの代表から、第35回総会後に、食と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ (WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG) によるシステムティック・レビューの完了を待つ必要性から、その後の第34回CCNFSDUで議論され合意されていること、また当該改定作業はWHOの食事、運動と健康の世界戦略 (2004年) の一環として開始されたこと、加えて第66回WHO総会において採択された2013-2020年NCD戦略計画 (2013年) においても重要視されていること等の説明があった。議論の結果、案のとおり最終採択された。フィリピンとマレーシアは飽和脂肪酸のNRVsについて留保した。
		一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則原案およびビタミン、ミネラルのNRVsを設定するための一般原則との統合	5/8	一般集団を対象としたNRVs-NCDを設定するための一般原則原案について、ビタミン、ミネラルのNRVsを設定するための一般原則と統合のうえ、栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の付属文書とするもの。



部会	議題	ステップ等	概要	結果
栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案	5/8	ビタミン K, B1, B2, B6, B12, ナイアシン, 葉酸, パントテン酸, ビオチン, カルシウムおよびヨウ素の NRV, ならびにナイアシンと葉酸の変換係数を追加/改訂するもの。	米国とオブザーバー (NHF: National Health Federation) がカルシウムはマグネシウムと併せて検討されるべきとして採択に反対した。また他のオブザーバー (IDF: International Dairy Federation) は、NRV は牛乳や食品中のカルシウムの生体内でのバイオアベイラビリティを考慮すべきと発言した。これに対して、CCFF-SDU の議長国であるドイツから、改訂は科学的根拠に基づいて段階的に行われた旨の発言があり、文言の一部を追加、注釈の一部を削除した上で最終採択された。ペンはこの決定に対し留保した。
	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに関する提案	新規	現行規格が策定されてから 20 年以上たっていることから、フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しを行う新規提案案。	提案のとおり新規作業として承認された。
近東地域調整部会 (CCNEA)	ナツメヤシベストの地域規格	5/8	ナツメヤシベストの地域規格原案	案のとおり最終採択された。
	路上販売食品の地域実施規範	8	路上で販売される食品の地域実施規範。	案のとおり最終採択された。
	ハラール食品規格	新規	イスラム教の戒律にしたがって処理された食肉(ハラール)食品の地域および国際規格。	議論の結果、総会は当該規格の提案国であるエジプトに対し、執行委員会の勧告に沿って関連する OIE の作業も考慮したプロジェクトドキュメントのスクープ見直しを要求することで合意した。
	冷蔵および冷凍食肉の地域/国際規格の策定提案	新規	食肉の冷蔵および冷凍に関する規格。	議論の結果、総会は当該規格の提案国であるエジプトが、執行委員会の勧告に沿って、既存の関連するコーデックスおよび OIE のテキストとのギャップを特定した上で、CCFH の助言を求めつつ、プロジェクトドキュメントの見直しを行うことで合意した。
	ラブネの地域規格	新規	近東地域の伝統的な発酵乳製品であるラブネに関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。
	ザータルの地域規格	新規	近東地域の伝統的な混合調味料であるザータルに関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。
家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF)	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案	8	各国政府が飼料のリスク評価を行う際のガイドライン案。「コーデックス委員会の枠組みのなかで適用されるリスクアナリシスの作業原則」に沿った手順に加え、飼料のリスク評価に特有な手順や注意点を示したもの。	案のとおり最終採択された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF)	飼料中のハザードの優先順位付けに関するガイダンス原案	5/8	各国政府が優先的にリスク管理を行うべき飼料中のハザードを決める手法を示したものの。	ブラジルから、Annex 2 の「Examples of Hazards in Feed with Potential Relevance for Human Health」は各国がその目的を誤解し貿易上の障壁となる可能性があること等から、添付を支持しない旨の発言があった。一方、他の国からは、Annex の導入部分に適切な説明がなされていること等から、原案のままの採択を支持する旨の発言があった。TFAF の議長国であるスイスから、Annex 2 を削除し、FAO のウェブサイトに掲載することとする案が出され、議論の結果この内容で最終採択された。
食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)	国内の食品管理システムに係る原則およびガイドライン案および原案	8 5/8	国内の食品管理システムを確立するための枠組み等を示した原則およびガイドライン案および原案。	スペイン語のテキストに一部修正を加えた上で最終採択された。(セクション I-3 はステップ 8, セクション 4 はステップ 5/8 で、それぞれ最終採択された。)
	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン (CAC/GL 19-1995) の改訂	8	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン (CAC/GL 19-1995) について、動物用飼料の記述を追加するもの。	案のとおり最終採択された。
油脂部会 (CCFO)	名前の付いた植物油規格の修正原案: 米ぬか油の規格数値	5/8	米ぬか油の「脂肪酸組成」および「デスマチルスチロール」の数値の修正原案。	案のとおり最終採択された。
	個別規格のない食用油脂規格、名前の付いた動物性油脂規格ならびにオリーブ油およびオリーブ粕油の規格の改訂	8	汚染物質の条項について、食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSC TFF) を参照する記述に置き換える等、所要の改訂を行うもの。	案のとおり最終採択された。
	バルクでの食用油脂の保管および輸送に関する実施規範における、許容される前荷リストの改訂案	8	当該リストの糖蜜および飲用水の記述を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	食品の国際取引におけるサンプリングおよび検査使用の原則案	8	国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則案。	案のとおり最終採択された。
	異なるステップにおけるコーデックス規格の分析法	8	「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案」中の水相塩濃度の分析法、水分活性の分析法およびヒスタミンの分析法クライテリア、「生鮮/活および冷凍アワビの規格案」中の冷凍アワビの総重量の測定法、テンペの地域規格中の水分含量等に関連する分析法、非発酵大豆製品の地域規格中の水分含量およびタンパク質含量の分析法等、更新・記述修正を含め 30 以上の分析法の承認。	案のとおり最終採択された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
食品添加物部会 (CCFA)	食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案および原案	8 5/8	GSFA の Table1 および 2 に含める食品添加物条項案および原案。酢酸、アスコルビン酸、クエン酸、乳酸など 39 種類の食品添加物について規格を策定するもの。	案のとおり最終採択された。EU およびノルウェーが、アルミ含有添加物の条項について、留保した。
	食品添加物の国際番号システム (INS) の改訂原案	5/8	INS に掲載されている食品添加物の名称および用途の改訂。追加または削除を行うもの。	案のとおり最終採択された。
	第 76 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性および純度に関する規格	5/8	第 76 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において設定された 8 つの食品添加物および 93 の香料に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。EU は一部留保した。
	個別食品規格における添加物条項	廃止	ミルクパウダーおよびクリームパウダーの規格、食用カゼイン製品の規格などにおけるアルミニウム含有食品添加物の条項を廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。
	ミネラルオイルの溶媒および低粘度に関する規格 (INS 905e, f および g)	廃止	ミネラルオイルの溶媒および低粘度に関する規格 (INS 905e, f および g) の廃止。	案のとおり廃止が承認された。
	食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドラインの改訂	新規	1989 年に策定された現行のガイドライン (CAC/GL 3-1989) について、現在の状況を踏まえて改訂を行う新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
糖類部会 (CCS)	分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格原案	5	第 34 回総会でコロンビアより提案された「分蜜せずに脱水したさとうきび汁」(日本名は「黒糖、黒砂糖」) の規格原案。	CCS の議長国であるコロンビアから、ステップ 5 で採択し、2013 年後半にステップ 6/7 で各国のコメントを求めることが提案され、総会で承認された。表示と分析法については、それぞれ CCFL と CCMAS に回付し、承認を求めることとされた。
食品汚染物質部会 (CCCF)	果実飲料(ネクターを含む)、果実缶詰および野菜缶詰中の鉛の最大基準値の改正原案	5	食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案: 果実飲料(ネクターを含む)、果実缶詰および野菜缶詰。	タイから、データに地理的な偏りがあること等から、特に生産国からデータ収集を行った上で再度議論すべきとの発言があった。JECFA から、現行の値は科学的根拠に基づいている旨の発言があったが、更なる作業へ多く支持が得られたこと等から、CCCF で再度議論をした後、第 38 回総会で議論することとなり、ステップ 5 として採択された。
	穀類を主原料とする乳幼児用食品中のデオキシニバレノール (DON) の最大基準値原案	5	穀類を主原料とする乳幼児用食品中の DON の最大基準値原案。	最大基準値が「消費される状態 (as consumed)」と「乾燥状態 (dry matter)」のどちらに適用されるのかについて確認が必要とされたことから、ステップ 5 で採択し、さらに検討されることとされた。エジプトから、現在の基準値案が高すぎるため、低くすべきとの発言があった。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
食品汚染物質部会 (CCCF)	ココア中のオクラトキシン A 汚染防止および低減のための実施規範原案	5/8	ココア中のオクラトキシン A の汚染防止および低減に関する実施規範について、ココアの一次生産段階も含めて策定。貯蔵および輸送に用いる袋の要求事項の追加等を含む修正原案について、文言の修正を加えた。	案のとおり最終採択された。
	キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案	5/8	キャッサバ中の青酸低減のための農業生産および加工方法を含む実施規範の策定。さまざまなキャッサバ製品に適用できるように原案について修正、追加を行った。	案のとおり最終採択された。
	食用キャッサバ粉、ガリおよびスイートキャッサバの規格の修正	8	数値を変更せずに青酸の ML を GSCTFF に新たに規定する修正。	案のとおり最終採択された。
	穀類中の DON の最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) ならびに小麦、大麦およびとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークの最大基準値原案	5	穀類中の DON の最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) ならびに小麦、大麦およびとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークの最大基準値原案。	米国等から生の穀類の最大基準値 (ML) については、気候変動などにより年によっては達成することが困難な可能性があり、ML 設定の必要性について疑問が呈された。日本は、GSCTFF (食品中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格) の規定に基づき、国際的に貿易されることが多い生の穀類について ML の設定が必要である旨主張し、原案のまま ML 採択を支持した。議論の結果、案のとおりステップ 5 で採択された。米国およびヨルダンは生の穀類の ML について留保した。EU はサンプリングプランについて留保した。ノルウェーおよびエジプトは小麦、大麦およびとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークの最大基準値原案について留保した。
	食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の個別規格に残っている鉛の最大基準値: 果実缶詰および野菜缶詰	廃止しない	食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の果実缶詰および野菜缶詰に係る最大基準値修正案の最終採択を前提とした、個別規格中の鉛の最大基準値 (ML) の廃止。	議題 5 における改正原案が最終採択されなかったことから、廃止しないこととされた。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
食品汚染物質部会 (C/C/C/F)	GSCTFF 中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案 (ガイドライン値の適用および実施を促進するためのガイダンスの作成を含む)	中止	既存の食品中の放射性物質のガイドライン値の見直し、およびガイドライン値の見直しと関連して、ガイドライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを策定する改訂原案。ガイドライン値から最大基準値への改訂は行わず、ガイダンス作成についても国際機関間の作業結果を見て、改めて作業開始について検討することとなった。本原案の作業について、いったんすべて中断。	提案のとおり作業の中止が承認された。
	キャッサバおよびキャッサバ加工品中の背酸の最大基準値原案	中止	既存のコーデックス個別食品規格中の背酸の最大基準値の見直しおよび新たな品目 (キャッサバチップスなど) における最大基準値原案。汚染突発や加工による低減、摂食パターン等のデータを取集してから検討すべきであるとされ、作業中止。	提案のとおり作業の中止が承認された。
残留農薬部会 (CCPR)	農薬最大残留基準値 (MRL) 案および改訂案	8	食品または飼料中の農薬について、第45回 CCPR においてステップ8で合意された6農薬の MRL 案	案のとおり最終採択された。EU およびノルウェーは、2農薬の MRL 案および18農薬の MRL 原案について留保した。
	MRL 原案および改訂原案	5/8	食品または飼料中の農薬について、第45回 CCPR においてステップ5/8で合意された29農薬の MRL 原案	タイから、Chinese broccoli は leafy brassica であり、broccoli の摂取量データは適用されるべきでない旨の発言があった。エジプトは、クロロタロニル、プロフェニジン、シロマジン、トリフロキシストロビンに関して留保した。
	果実群の各分類の改訂に伴う農薬の MRL データベースにおけるグループ MRL の修正	8	第44回 CCPR において合意された果実群の分類の改訂に基づく、農薬最大残留基準値 (MRL) のデータベースの修正。	案のとおり最終採択された。
	食品および動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案：根菜および塊茎状野菜類	5	食品および動物用飼料のコーデックス分類のうち、根菜および塊茎状野菜類に関する改訂案。	案のとおりステップ5で採択された。
	削除が提案された食品または飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案	廃止	第45回 CCPR において合意された既存の22農薬の農薬最大残留基準値 (MRL) の廃止。	案のとおり廃止が承認された。エジプトが、ジクロロボス、グルホシネート、シクロキジジム、メトキシフェノジドおよびフルオピラムの MRL 設定の廃止に関して留保した。
	残留農薬の分析法のパフォーマンスクライテリアに関するガイダンス文書	新規	残留農薬の分析法に特化した性能基準に関するガイドラインを作成するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
	農薬の MRL 設定に関する優先リスト	新規	JMPR における農薬の毒性および残留に関する評価の優先リスト案。	提案のとおり新規作業として承認された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
食品表示部会 (C/C/F)	栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂案 (ナトリウム塩不添加)	8	栄養および健康強調表示の使用に関するガイドラインの7.2章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件に係る規定を策定するもの。	案のとおり最終採択された。
	有機的に生産される食品の生産、加工、表示および販売に係るガイドラインの改訂原案 (エチレンの玉ねぎおよび馬鈴薯の発芽抑制のための使用)	5/8	有機的に生産される食品の生産、加工、表示および販売に係るガイドラインに、エチレンの玉ねぎおよび馬鈴薯の発芽抑制のための使用について、使用条件を付した上で追加するもの。	案のとおり最終採択された。
	食事、運動および健康に関する WHO の世界戦略の実施：栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂原案 (ナトリウム塩不添加)	8	栄養および健康強調表示の使用に関するガイドラインの7.2章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件を新たに規定するもの。	案のとおり最終採択された。
	栄養表示のガイドライン (CAC/GL 2-1985) の修正 (定義および付属文書の置換：一般集団における NRV を設定するための一般原則)	8	栄養参照量 (NRVs) は、必要量に基づく NRVs (NRV-R) と非感染性疾患予防のための NRVs (NRVs-NCD) の2つがあることから、栄養表示ガイドラインにおける NRVs の定義を修正するもの。	案のとおり最終採択された。
食品の表示に関する一般規格の改訂 (日付表示について)	新規	日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品等が流通していることから、日付表示の問題に取組むため、包装食品の表示に関する一般規格の改訂等を行う新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。	
食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)	牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案	8・保留	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。2013年11月に JECFA での評価が予定されており、その結果を踏まえて、2015年の前回部会において、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めるとされ、それまでの間、本件はステップ8に保留することで合意されている。	2013年11月に JECFA での評価が予定されており、その結果を踏まえて、2015年の前回部会において、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めるとされ、それまでの間、本件はステップ8に保留することで合意されている。
整部会 (CCNSWP)	発酵ノニジュースの地域規格	新規	南太平洋の国々に自生するノニ果実を発酵させて製造する飲料の地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。

部会	議題	ステップ等	概要	結果
地域調整部会 (CCLAC)	ヤーコンの地域規格	新規	生産地で生鮮で消費されるヤーコンの根の部分に関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。
	分析・サンプリング法に関する各種文書 (CODEX STAN 234-1999, CAC/GL 27-1997, CAC/GL 28-1995, CAC/GL 54-2004, CAC/GL 72-2009, 手続きマニュアル)	関連文書の改訂	参照文書の改訂。	案のとおり採択された。
	食肉の衛生実施規範 (CAC/RCP 58-2005)		本文中の実施規範についている Recommended International 等の削除および注釈や参照の改訂。	案のとおり採択された。

**高濃度の測定に!**



試験紙を  
1秒間水に  
浸すだけ

厨房や食品工場の高濃度の塩素消毒水の測定に!

**アクアチェック HC**

測定範囲 0.25, 50, 100, 200, 400, 600mg/L

**試験紙で簡単残留塩素測定!**

カンタン操作で高い信頼性 | 測定結果がすぐにわかる | 廃液ゼロ!

水道水に  
20秒間かざすだけ

**アクアチェック LC**

測定範囲 0, 0.1, 0.3, 0.5, 0.7, 1.0mg/L

水道水中の遊離残留塩素の測定、浄水器・浄水シャワー (遊離残留塩素除去タイプ) の性能チェックに!

**水道水の測定に!**



商品のお問い合わせは

**日産化学工業株式会社**

本社 東京都千代田区神田錦町 3-7-1 (興和一樓ビル)  
TEL.03-3296-6040

輸入元  
シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社

# 食品衛生研究

2013 September vol. 63

公衆衛生目標に立脚した食品衛生研究

—リスク評価と疫学からのアプローチ—

・食品由来疾患の疫学

日本における食中毒被害実態の疫学的手法による推定  
食品由来疾患疫学リファレンスグループ(WHO/FERG)の  
取組みについて

食品由来疾患疫学WHO/FERGについて

◆アルミニウム含有食品添加物の使用基準設定の  
取組み

FOOD SANITATION RESEARCH

9

# FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第7回汚染物質部会

Report of the 7th Session of the Codex Committee on Contaminants in Foods

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

登田 美桜

Division of Safety Information on Drug, Food and  
Chemicals, National Institute of Health Science

Miou TODA

### Summary

コーデックス委員会第7回汚染物質部会（CCCF）が2013年4月8日（月）～4月12日（金）、モスクワ（ロシア）で開催された。今回のCCCFでは、2つの最大基準値（Maximum Level, 以下「ML」という）案および2つの実施規範原案をステップ5/8に進めることが合意された。おもな審議結果は以下のとおりである。

- ・ 果実飲料およびネクター（ready to drink）、果実缶詰および野菜缶詰の鉛のML案については、ステップ5/8に進め、第36回総会へ最終採択を諮ることで合意した。また缶詰食品の個別規格にある鉛のML廃止についても、第36回総会へ最終採択を諮ることで合意した。
- ・ 乳、穀類、ベリー類および小型果実類の果実飲料およびネクター（ready to drink）の鉛のMLは現状維持となった。
- ・ 穀類およびその加工品中のデオキシニバレノール（DON）に関するML案および関連するサンプリングプランについて、穀類を主原料とする乳児用食品のML（0.2 mg/kg）はステップ5/8に進め、第36回総会へ最終採択を諮ることで合意した。また穀類（小麦、大麦、トウモロコシ；被害粒の選別・除去前のものに適用）のML案（2 mg/kg）並びに小麦、大麦またはトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークのML案（1 mg/kg）については、ステップ5に進め、第36回総会へ採択を諮ることで合意した。
- ・ ココア中のオクラトキシンA汚染防止および低減のための実施規範原案は、ステップ5/8に進め、第36回総会へ最終採択を諮ることで合意した。

- ・キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案は、ステップ 5/8 に進め、第 36 回総会へ最終採択を諮ることで合意した。
- ・個別規格に含まれているキャッサバ粉およびガリの青酸の ML については、数値を変更せずに「食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF)」に新たに規定することとなった。
- ・次の検討項目については、作業を中止することに合意し、その旨を第 36 回総会へ報告することにした。
  - ✓キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸の ML の設定作業
  - ✓食品中の放射性物質のガイドライン値 (Guideline level, 以下「GL」という) の改訂 (GL の適用と実施を促進するためのガイダンスの作成作業を含む)
- ・食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正については、再度 eWG を設置し、継続して議論を行うことにした。
- ・コメ中のヒ素汚染防止および低減のための実施規範策定に関する討議文書については、次回会合での検討案を作成するための電子的作業部会 (以下、「eWG」という) を再設立することで合意した。
- ・コメ中の無機ヒ素および総ヒ素の ML 案については、Step 4 として、第 8 回部会で議論することを確認し、コメ中ヒ素汚染防止および低減のための実施規範と同じ eWG で討議文書を作成することで合意した。
- ・トウモロコシ中のフモニシンの ML 案およびサンプリングプランについてコメントを求めた上で、改訂案をブラジルが準備し、次回会合で検討することで合意した。
- ・穀類中のかび毒防止および低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシンおよびオクラトキシン A 汚染防止および低減に関する付属書原案について、ステップ 2/3 に戻し、eWG を再度設置した上で、今次会合での指摘事項をふまえて再修正し、次回会合で再検討することで合意した。
- ・食品および飼料中のピロリジジンアルカロイド汚染防止および低減のための雑草管理に関する実施規範原案について、ステップ 2/3 に戻し、eWG で再度原案を作成し、次回会合にて議論することとした。
- ・次回会合までに、「魚類および捕食性魚類中のメチル水銀の GL の再検討」、「穀類中の総アフラトキシン」および「直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値およびサンプリングプラン」の 3 つの討議文書を作成することに合意した。
- ・JECFA における汚染物質および自然毒の優先評価リストを承認するとともに、次回会合においても本リストの検討のための会期中作業部会を設けることで合意した。

表1 第7回汚染物質部会議題

議題1	議題の採択
議題2	コーデックス総会およびその他の部会/タスクフォースからの付託事項
議題3	FAO および WHO (JECFA を含む) からの関心事項
議題4	その他国際機関からの関心事項
議題5	食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料、乳および乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰および野菜缶詰、果実、ならびに穀類 (ソバ、ココアおよびキノアを除く) (ステップ4)
議題6	食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案 (ステップ4)
議題7	穀類およびその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案および関連するサンプリングプラン (ステップ4) (穀類中のかび毒低減のための実施規範の見直しを含む)
議題8	穀類中のかび毒防止および低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシンおよびオクラトキシン A 汚染防止および低減に関する付属書原案 (ステップ4)
議題9	ココア中のオクラトキシン A 汚染防止および低減のための実施規範原案 (ステップ4)
議題10	キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案 (ステップ4)
議題11	キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案 (ステップ4)
議題12	食品および飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止および低減のための雑草管理に関する実施規範原案 (ステップ4)
議題13	食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正
議題14	コメ中のヒ素汚染防止および低減のための実施規範策定に関する討議文書
議題15	食料生産動物 (家畜および蜜蜂) のピロリジジナルカロイド (PA) 含有植物暴露の低減、および食品 (未加工および加工品) 中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書
議題16	魚類および捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書
議題17	トウモロコシおよびトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書
議題18	穀類中の総アフラトキシンに関する討議文書
議題19	JECFA における汚染物質および自然毒の優先評価リスト
議題20	その他の事項および今後の作業
議題21	次回会合の開催日程および開催地

## I はじめに

2013年4月8日(月)～4月12日(金)、コーデックス委員会第7回汚染物質部会(以下、「CCCCF」という)がモスクワ(ロシア)で開催された。63加盟国、1加盟機関、11国際機関から計213名が参加し、わが国からは農林水産省顧問山田友紀子氏を代表団長とし、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会、国立医薬品食品衛生研究所より計9名が出席した。

以下、議題ごとに概要を紹介し、わが国にとって特に重要な議題(5, 7, 14および16)につい

ては、わが国の今後の課題について簡単に記載する。

## II おもな審議概要

### 議題1 議題の採択

議長の Martijn Weijten 氏(オランダ経済省、動物サプライチェーンおよび動物愛護部: Department for Animal Supply Chain and Animal Welfare, Ministry of Economic Affairs) から、議題19「FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)における汚染物質および自然毒の優先



評価リストについて」(議長国：米国) および議題 13「食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTFF)の修正」(議長国：EU)については、部会2日目に会期中作業部会を設けて議論することが提案され、合意された。

## 議題2 コーデックス総会およびその他の部会/タスクフォースからの付託事項

コーデックス事務局より、第35回総会での採択・承認事項ならびに執行委員会およびその他の部会からの付託事項について報告があった。うち、執行委員会およびその他の部会からの付託事項は以下の通り。

### 1 執行委員会

執行委員会から、新規作業の承認と継続中の作業の最終採択に関連して、膨大な作業量を割り当てられた時間内に効率的に処理できるよう管理する必要があるとの勧告があったことが報告された。

### 2 油脂部会(CCFO)

・オリーブオイルおよびオリーブポマースオイルの規格

ハロゲン化溶媒の最大基準値を「オリーブオイルおよびオリーブポマースオイルの規格(CO-DEX STAN 33-1981)」から「食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTFF)」へ移行するとのCCFOの提案が検討された。この移行の実施前に、ハロゲン化溶媒にどのような物質を含めるか、その基準値は食品安全と品質のどちらで取り扱うのかさらなる検討の必要性が指摘された。次回会合にて検討するための討議文書をEUが作成することで合意した。

・魚油の規格

現在はGSCTFFにおいて「食用油脂」に区分される魚油に関して、「魚油」として規格が採択された場合には鉛およびヒ素に係わる規定がなくなることが指摘されたことを受けて、魚油中の鉛およびヒ素の最大基準値の割り当てを検討すること、また魚油製品に適用する最大基準値は総ヒ素と無機ヒ素のどちらがより妥当であるかを検討することで合意した。

## 議題3 FAOおよびWHO(JECFAを含む)からの関心事項

JECFA事務局およびWHO代表者より、次の事項に関して報告された。

### 1 ココアおよびココア製品中のカドミウム暴露評価

第77回JECFA会合にて、ココアおよびココア製品中のカドミウム暴露評価を実施する予定である。追加データが得られた場合には、その後の評価で更新する予定である。

### 2 魚および水産製品由来のヒスタミン

2012年7月23日～27日、WHO/FAOによる「魚および水産製品由来のヒスタミンおよび他の生体アミンの公衆衛生リスクに関する合同専門家会合」がローマで開催され、サバ科魚類食中毒(Scombrototoxin fish poisoning)に関連したハザードについて初めてレビューが行われた。主要原因となるアミンのヒスタミンに関し、有害影響を引き起こさないであろう最大濃度が設定された。また、適正衛生規範(Good Hygiene Practices)およびHACCPシステムの適用が、当該ハザードに関連するリスクを効果的に軽減するとの合意が得られた。

### 3 食品関連の科学的助言のための世界的イニシアチブ (Global Initiative for Food-related Scientific Advice : GIFSA)

FAO と WHO が、責任をもって CCCF に対し科学的助言の提供を継続すること、また、加盟国が GIFSA 経由で通常予算外の資金を提供することにより、そのような努力に対する支援が促進されることが強調された。

### 4 カビ毒分析のためのサンプリングプランの管理ツール

食品中のカビ毒のサンプリングプランが妥当であるか判定するのに役立つ管理ツールを FAO が開発している。個別ロット中のカビ毒汚染の分布データを FAO へ提供することで、この開発を支援するよう各国へ呼びかけられた。

### 5 食品リコール制度の確立・実施のための FAO/WHO ガイド

食品安全に関する事故および緊急事態に対し、国家当局が迅速に対応するための効果的な国内食品リコール制度の構築および導入を支援するためのガイドが公表された。

### 6 ソルガム中のかび毒に関する FAO/WHO プロジェクト

2014 年の次回会合で中間報告が、2015 年に最終結果がそれぞれ報告される予定である。

### 7 GEMS/Food Cluster Diets

クラスターダイエットが改訂され、新しい 17 のクラスターダイエットの情報が WHO のウェブサイトを利用して利用可能となった。

### 8 原発事故に関する健康リスク評価

WHO が、2011 年の東日本大震災後の原発事故に関する健康リスク評価を最近発表した。放射性物質の暴露による健康リスクの評価は、日本と他の地域を分けて検討された。推定暴露量で懸念されるおもな健康影響は将来的ながんリスクの増加であるが、日本以外では原発事故によるがんリスクの増加は予測されないとの結論が示された。日本については、福島県内の最も影響を受けた地域において、特定の年齢および性別でのがんリスクの僅かな増加の可能性が示唆された。これらの推定は、フォローアップ活動および健康モニタリングの優先順位付けのための価値ある情報を提供した。

### 議題 4 その他国際機関からの関心事項

国際原子力機関 (IAEA) 代表から、CCCF の作業に関連した FAO/IAEA 合同原子力技術部門の活動状況等について説明された。食品や農業に影響を及ぼす原子力および放射線に係る緊急事態への準備と対応に関する具体的な情報は、関連議題を討議する際に提供されることが示された。わが国から、食品に関する活動を行う際には食品安全の専門家を参加させるよう要請をしたのに対し、IAEA からは、国際機関に加えて、日本、ロシア、ウクライナに対しても、在ウィーン各国代表部を通じて招待状を出している旨の情報提供があった。

議題5 食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料、乳および乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰および野菜缶詰、果実、ならびに穀類 (ソバ、ココアおよびキノアを除く) (ステップ4)

第6回会合で、乳幼児および子どもに重要な品目の鉛の最大基準値 (Maximum Level, 以下「ML」という) を優先して見直すことが合意されたことを受けて、総会の承認後、「食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF)」中の鉛のMLの見直しに関する電子作業部会 (以下「eWG」という) (議長国：米国) が設立された。

鉛の摂取については、第73回JECFA会合にて暫定耐容週間摂取量 (PTWI) 25  $\mu\text{g}/\text{kg}$  bw/wk が取り下げとなり、健康保護の観点で新規のPTWIを設定することも不可能であるとの結論がだされ、安全とされる量を特定できないこととなった。そのため、eWGからは、従来の暴露量や消費量に基づいたML設定ではなく、特定食品中の鉛の実態調査データをもとに現行MLおよび仮定MLを適用した場合に国際貿易で排除されるであろう検体の割合 (eWGではcut-off値を5%未満と設定) と実行可能性を考慮した原案が提示された。

最終結論は以下のとおりであり、ステップ5/8となった果実飲料、果実缶詰および野菜缶詰のML、また缶詰食品の個別規格にある鉛のML廃止について、第36回総会へ最終採択を諮ることとした。さらに、果実、野菜、乳製品、乳児用調製乳、フォローアップミルクおよび乳児用の医療用調製乳の鉛のML見直し作業を継続するため、eWG (議長国：米国) を再度設立することで合意した。

(最終結論)

・「乳」:

現行ML (0.02 mg/kg) を維持するとの原案について合意した。ただし、将来的に、新規データの入手および乳製品のMLの見直しを踏まえて再検討する。

・「穀類」:

現行ML (0.2 mg/kg) を維持するとの原案について合意した。ただし、将来的に穀類の種類別に異なるMLを検討する場合には、実態データに基づいて種類別に、より厳しいMLを適用すべきであるとした。

・「果実飲料」(ステップ5/8):

現行ML (0.05 mg/kg) から0.03 mg/kgへ引き下げるとの原案に対し、部会は、従前通りにネクターを含むとした上で合意した。ただし、新たに「ready to drink」の説明書きを付与することとした。また、eWGの時点からEUが、ベリー類および小型果実類の鉛濃度が他の果実よりも高い傾向があると指摘し、原案よりも高いMLを設定することを提案していた。この件については、指摘された果実類はGSCTFFでも他の果実よりも高いMLが適用されていることを考慮し、現行の0.05 mg/kgを維持した。

・「果実缶詰」、「野菜缶詰」(ステップ5/8):

缶詰食品の種類ごとに適用されていたMLを「果実缶詰」または「野菜缶詰」に統合した上で、現行ML (1 mg/kg) から0.1 mg/kgへ引き下げるとの原案について合意した。ミックス製品も当該MLの適用範囲に含めた。また、MLの適用部位への質問が出たことを受けて、製品によっては固形物だけでなく、固形物および充填液の両方を消費する場合があることから、「消費される形態として (as consumed)」の説明書きを付与することで合意した。さらに、生鮮品により高いMLが適用されているベリー類、小型果実類、アブラ

ナ科野菜、葉菜、マメ科野菜は、当該 ML の適用範囲から除外することとした。

・「乳児用調製乳」(ステップ 2/3) :

現行 ML (0.02 mg/kg) から 0.01 mg/kg へ引き下げるとの原案に対し、部会では、希釈係数を考慮した上で乳児用調製粉乳にも ML を適用することには概ね合意が得られた。しかしながら、提案された 0.01 mg/kg の適用については、主原料である乳の現行 ML が維持されること、低い ML の適合性を判断する分析法の実行が難しいこと、ML の見直しに使用された実態調査データが少ないことなどの意見が出された。これらの意見を受けて、部会は、関心国（日本を含む）がさらなるデータを GEMS/Food に提出し、フォローアップミルクを含めて次回会合で議論することで合意した。ただし、追加データが得られなかった場合には、乳幼児の健康保護の観点から、今回提案された低い値の ML 案の採択を検討することで合意した。

【わが国の今後の課題】

本議題は、鉛の摂取について、JECFA の評価で PTWI が取り下げられ安全とされる量が設定できないとされたため、食品由来の鉛暴露を低減するために食品中の鉛の ML を見直すというものである。ただし、実行可能性という観点で、「食品中の鉛汚染の防止および低減のための実施規範 (CAC/RCP 56-2004)」の導入、缶への鉛の使用中止、有鉛ガソリンの禁止などのさまざまな取り組みにより食品および環境中の鉛量は減少し、ML を下げることが可能な状況になったことも影響している。

わが国では、食品中の汚染物質としての鉛について ML は設定されていない。ばれいしょ、トマトなど一部の農作物に鉛の残留農薬基準が設定されているが、これは 1978 年に農薬としての登

録が失効しているヒ酸鉛の残留を想定したものであり、汚染物質に対する ML とは全く意味が異なる。平成 20 年より食品安全委員会において「鉛の食品健康影響評価」が実施されているものの、結論はまだ出されていない。ただし中間評価において、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度は、ハイリスクグループ（胎児、小児、妊婦等）が  $4\mu\text{g}/\text{dL}$ 、それ以外の成人は  $10\mu\text{g}/\text{dL}$  であるとの意見が出されている。コーデックスでは原則として JECFA による評価をもとに ML を設定するが、最近では他に、JECFA の評価の出発点となった欧州食品安全機関 (EFSA : 2010) でも PTWI が取り下げられ、米国国家毒性プログラム (NTP) の評価 (2012) では子どもについては「血中鉛濃度  $<5\mu\text{g}/\text{dL}$  で学業成績・IQ・特定の認知測定結果の低下、認知機能および行動上の問題がある」という根拠は十分である」、成人については「血中鉛濃度  $<10\mu\text{g}/\text{dL}$  で血圧上昇、高血圧リスクの増加、本態性振戦の発生増加」という根拠は十分である」などの結論が出されている。JECFA および他の評価結果を参考にすると、食品安全委員会の中間評価の意見はもはや適当ではなく、再考が必要だと考えられる。しかしながら、日本人における鉛摂取と有害影響（特にハイリスクグループ）の関連性についてのデータが非常に限られているという問題が評価を遅らせている原因の 1 つになっている。

わが国では食品および環境中の鉛濃度は非常に低レベルになっているものの、CCCF で食品中の鉛の ML が見直されることを受けて、今後わが国でも食品中の汚染物質としての鉛のリスク管理について ML 設定の必要性も含めて検討する必要があると考えられる。